



平成21年5月15日

各位

会社名 エスペック株式会社
代表者名 代表取締役社長 進 信義
(コード番号 6859 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員 廣 信義
(TEL. 06 - 6358 - 4741)

株券電子化に伴う「当社株券等の大量買付行為への 対応策(買収防衛策)」の修正に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の当社取締役会において、株券電子化に伴い、平成20年6月24日開催の当社第55回定時株主総会において導入を決議しました「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)について、下記のとおり所要の修正を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 修正の理由

平成21年1月5日の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行により、株券が電子化されるなどの関係法令の整備に伴い、本プランへ所要の修正を加えるものであります。

2. 修正の内容

修正の内容は、以下の表のとおりであります。

なお、現在の本プランの内容については、当社ホームページに掲載の開示資料(平成20年5月15日開示「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の導入に関するお知らせ」)

http://www.espec.co.jp/corporate/newsrelease/080515/080515_release_2.pdf (以下「本開示資料」といいます。)をご参照ください。

(修正箇所は下線の部分であります。)

修正前	修正後
(本開示資料6ページ) ・ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み 2 本プラン導入の概要 (略) 注2：議決権割合 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式	・ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み 2 本プラン導入の概要 (略) 注2：議決権割合 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式

<p>数から、有価証券報告書または四半期報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の単元未満株式数、有価証券報告書、四半期報告書または自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数（単元未満株式数を除く。）、および証券保管振替機構名義における失念株式数を減じた株式数（単元未満株式数を除く。）を、1単元の株式数（100株）で除した数とします。</p>	<p>数から、有価証券報告書または四半期報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の単元未満株式数、および有価証券報告書、四半期報告書または自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数（単元未満株式数を除く。）を減じた株式数（単元未満株式数を除く。）を、1単元の株式数（100株）で除した数とします。</p>
<p>（本開示資料 15 ページ）</p> <p>株主および投資家のみなさまに与える影響等</p> <p>3 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主のみなさまに必要な手続き</p> <p>(1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続き（略）</p> <p>ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主のみなさまに対して行われるため、<u>名義書換えが完了していない株主のみなさまにおかれましては、当該基準日までに名義書換えを完了していただく必要がありますのでご留意ください。</u></p>	<p>株主および投資家のみなさまに与える影響等</p> <p>3 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主のみなさまに必要な手続き</p> <p>(1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続き（略）</p> <p>ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主のみなさまに対して行われるため、<u>当該基準日における最終の株主名簿への記録が完了していない株主のみなさまにおかれましては、当該基準日における最終の株主名簿への記録を完了していただく必要がありますのでご留意ください。</u></p>
<p>（本開示資料 22 ページ）</p> <p>別紙 5</p> <p>新株予約権の概要（略）</p> <p>2. 割当ての対象となる株主およびその割当方法</p> <p>基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。</p>	<p>別紙 5</p> <p>新株予約権の概要（略）</p> <p>2. 割当ての対象となる株主およびその割当方法</p> <p>基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。</p>

以上